







この用紙は保険担当者が保管し、事故発生時にコピーしてケガされたご本人へお渡しください

**手順** ①この届出用紙を郵送(本人) ⇒ ②保険会社からの連絡(約3週間後) ⇒ ③保険金請求 ⇒ 保険金支払

- ご注意**
- ケガ(事故)の届出は電話ではお受けできません
  - 一部のタイプでは、熱中症にかかった場合の補償がございます。その場合は、事故状況欄「③ケガの種類は?」の欄は「8. その他」に○をした上で、「事故状況記述欄」に詳細を記入してください
  - ケガされたご本人(代筆可)が記入してください(病院に書いてもらうものではありません)
  - 市販の封筒**に切手を貼り、【送付先】(保険会社) ↓まで郵送してください

**診断書は保険会社から提出を求められた場合のみ**

※旧葉書は廃止となりました  
※封筒の裏に、差出人の住所氏名をご記入ください

【送付先】〒102-8014

東京都千代田区三番町6番地4  
東京海上日動火災保険株式会社  
医療・福祉法人部 行

ケガの届出用紙在中

封筒に貼り付けて宛先として使えます

キリトリ線(↓記入後、切り離して郵送してください)

## 老人クラブ傷害保険 ケガ(傷害事故)の届出用紙

ご加入の内容	クラブ番号	クラブ名
	保険開始日	西暦 年 月 1日
	加入タイプに○印をお付けください	12,000円 8,000円 5,000円 3,500円 1,000円 500円
	〒 - お電話番号( )	
	フリガナ	都道府県
	フリガナ	性別 男・女 年齢
	ご氏名	生年月日 明・大・昭 年 月 日生

事故の内容	事故発生年月日(ケガをした日)	西暦 年 月 日 午前・午後 時頃
	事故は活動中?	1. クラブ活動中(往復途上含む) 2. クラブ活動中以外
	※下記質問①～⑥の該当番号に○印をお付けください	
	① ケガの原因は?	1. 転倒 2. 転落・落下 3. 衝突・追突・接触 4. 過重・圧迫 5. はさむ 6. 切る 7. 溺れる 8. その他
	② ケガの部位は?	1. 頭 2. 顔 3. 首 4. 胸・腹・背中 5. 腰 6. 肩・腕 7. 手・手指 8. 股・足 9. 足指 10. 全身 11. その他
	③ ケガの種類は?(病気は保険の対象となりません*)	1. 創傷 2. 挫傷・打撲 3. 骨折 4. 脱臼 5. 捻挫 6. 腱断裂 7. 火傷 8. その他
④ どのような活動(行動)をしていましたか?	1. スポーツ、健康づくり活動中 2. 趣味、文化、レクリエーション活動中 3. 世代交流、伝承活動中 4. 友愛活動中、ボランティア活動中 5. 環境美化活動中 6. クラブ運営中(集会、庶務など) 7. 私生活で炊事中、洗濯中、掃除中 8. 私生活で買い物中、散歩中 9. 私生活で自動車運転中 10. 私生活で荷物運搬中 11. 私生活で食事中、入浴中、就寝中 12. その他	
⑤ どのような場所でしたか?	1. 公共の建物、敷地内 2. 運動場、ゴルフ場、プール、公園など 3. 道路上(歩道、陸橋も含みます。) 4. 公共交通機関内(電車、バス、飛行機など) 5. 自宅建物、敷地内 6. 自家用自動車内 7. 海、山、川、湖 8. その他	
⑥ その場所はどのような状態でしたか?	1. 平らな場所 2. 坂道、傾斜のある場所 3. 階段などの段差のある場所 4. 暗闇、夜道 5. 障害物 6. 穴、くぼみ、砂利道などの悪路 7. 雪道、凍結路 8. その他	
事故状況記述欄(事実を正確に)		
治療病医院 名称 電話番号( )		

▶ **活動中の事故証明** (※クラブ活動中の事故のみ下欄にご記入、押印をお願いいたします)

上記のとおり、クラブ活動中に事故があったことを証明します		
証明者	フリガナ	電話番号
	氏名	( )
	(要○印) 1. 会長 2. 保険担当者 3. その他責任者(役職名)	( )

保険会社使用欄	基本	上乗せ	引受チェック	住所コード
---------	----	-----	--------	-------

払込取扱票

40 東京DT

口座記号番号 001105 880764

金額 千 百 十 万 千 百 十 円

加入者名 全老連 傷害保険係

料 金 備考

10

通信欄 ※単位老人クラブ名 クラブ番号

ご依頼人 おなまえ (消費税込) 日 附 印

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号 001105

加入者名 全老連 傷害保険係

金額 千 百 十 万 千 百 十 円

おなまえ

ご依頼人 日 附 印

料 金 備考

この受領証は、大切に保管してください。

傷害保険専用

※10万円を超える掛金の払込みの際には、手続きをされる方の本人確認書類(年金手帳、健康保険証、運転免許証等)が必要となる場合があります。

ミシン目から切り離してください。

③ 払込取扱票

～ 払込取扱票の記入例 ～

【ご注意】①「加入者名」欄に「全老連 傷害保険係」と印字された払込用紙をお使いください。他の保険(例:賠償責任保険や老連専用保険等)の掛金払込みには使用できません。  
②払込手数料はご負担ください。料金は郵便局(ゆうちょ銀行)が記入します。  
③受領証は切り取らずに窓口に出し、払込み後は「日付印」付きを大切に保管してください。

コピーの使用厳禁

払込金額を記入(書き損じは二重線で消し訂正印を押印)

① 全老連 傷害保険係

②

42000

10 000000000001

通信欄 ※単位老人クラブ名 ●●長生会 クラブ番号 000000

ご依頼人 ●●県●●市●●町●●

おなまえ ●●●●

日 附 印

●●長生会

老人クラブ名と保険担当者氏名を記入

保険担当者が交代された場合は訂正

この受領証は、大切に保管してください。

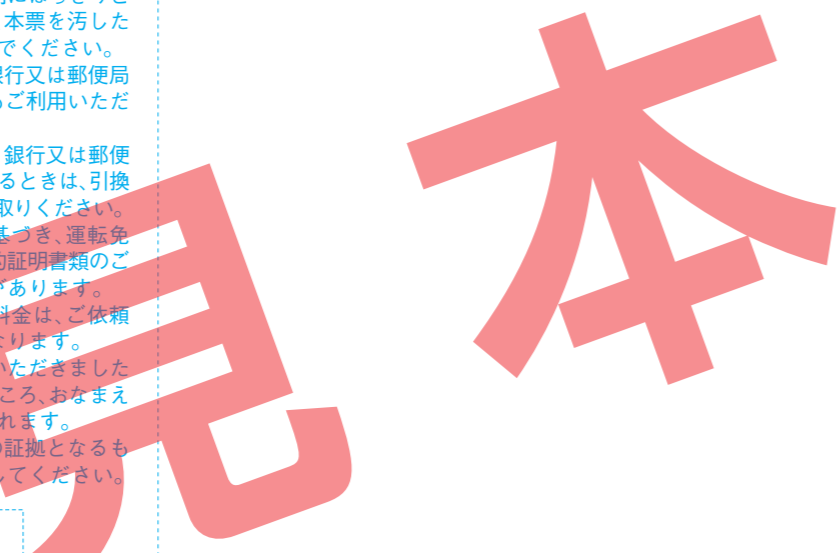
※10万円を超える掛金の払込みの際には、手続きをされる方の本人確認書類(年金手帳、健康保険証、運転免許証等)が必要となる場合があります。

傷害保険専用

(ご注意)  
 ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。  
 ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。  
 ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。  
 ・払込みの際、法令等に基づき、運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。  
 ・この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。  
 ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこと、おなまえ等は、加入者様に通知されます。  
 ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



この場所には、何も記載しないでください。



この保険は公益財団法人全国老人クラブ連合会を契約者とし、公益財団法人全国老人クラブ連合会の会員を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利は公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。保険契約を解約する権利等は原則として公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

この書類は、老人クラブ傷害保険(老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険、総合生活保険(傷害補償))についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「老人クラブ傷害保険パンフレット」「概要」「重要事項説明書」等をよくお読みください。ご不明な点は、全老連保険係または取扱代理店、引受保険会社までお問い合わせください。

**公益財団法人全国老人クラブ連合会 保険係**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

受付時間 9:30から12:00まで (土、日、祝祭日、年末年始休)  
 13:00から17:00まで

加入申込書等、資料請求先 **専用FAX 03-3597-8767** お問い合わせ先 **03-3597-8770**

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/> メールアドレス [hoken@senior-ltd.com](mailto:hoken@senior-ltd.com)

(取扱代理店) 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768  
 (引受幹事保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 TEL.03-3515-4143

**保険担当者様へのお願い**

**1 加入申込書について**

この加入申込書は「3枚綴りで送付」されています。各ページの裏表をご確認ください。

頁	表面	裏面
1頁	加入申込方法・加入申込書	なし
2頁	保険の加入申込内容確認書類・加入申込書(控え)	なし
3頁	老人クラブ傷害保険ケガ(傷害事故)の届出用紙・払込取扱票	保険担当者様へのお願い(このページ)

**2 書類の保管について(1年間保管の重要書類)**

紛失や再発行等にかかる費用は請求者側の負担になります。

(1) 保険担当者が加入申込した内容を確認する重要な書類

- 「加入申込書」控え ②保険担当者保管用
- 振替払込請求書兼受領証(郵便局発行・日附印押印)  
 ⇒本受領証は、提出する必要はありません。

(2) 「ケガの届出用紙」(保険期間中にケガが発生したときに使います。)

以下の書類に記載して保険担当者様に送付済みです。

- 保険関係書類送付時の封筒裏面
- ③払込取扱票の左頁

「ケガの届出用紙」は原本として保管し、ケガをしたご本人へお渡しする際は、コピーをお渡しください。

ケガをしたご本人への直送は原則お断りします。

**3 「保険金請求のしおり」について**

「保険金請求のしおり」は加入者が保険金請求の手続きをされる際の手順や加入内容を記載しています。

加入申込を受付後、約3週間程度で加入者全員分を保険担当者様に送付いたします。

保険担当者様は加入者(保険に加入しているクラブ会員の方)それぞれにお渡しください。

なお、保険担当者様にお送りする際は、加入内容が空白になっているものを予備分として同封いたします。加入者が、保険金請求のしおりを紛失した場合は、保険担当者様にて予備分に加入内容を記入のうえ、加入者にお渡し下さい。(印字、予備分ともに再発行はできません。)

**4 事故が発生した時の対応について**

保険担当者様には次のお世話をお願いします。

(加入者自身がケガをされた場合(病気は対象外です。\*))

- ①ケガの届出用紙をコピーしてケガをされた加入者様にお渡しください。
- ②「老人クラブ活動中」のケガの場合、「活動中の事故証明」欄の記入が必要になります。
- ③診断書等が必要かどうかは「保険金請求のしおり」に記載のとおりです。  
 \*24時間型については、熱中症にかかった場合も補償の対象となるタイプがあります。

(8,000円タイプ、12,000円タイプに加入された方が他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負う場合)

保険担当者様から全国老人クラブ連合会保険係宛にご連絡ください。

※同居の親族は他人に含まれません。